

## 中国銀行業監督管理委員会 金融リース会社管理弁法を改正

トランザクションバンキング部

2014年3月17日、中国銀監会は「金融リース会社管理弁法」(中国銀行業監督管理委員会令2014年第3号、以下略称「新弁法」)を公布しました。2007年に公布された「金融リース会社管理弁法」(中国銀行業監督管理委員会令2007年第1号、以下略称「旧弁法」)を改正したもので、公布日から施行されています。

### 1、背景

金融リース会社(中国語：金融租赁公司)とは、銀監会の批准を経てファイナンスリース業務の経営を主とする非銀行金融機構を指します。商務部の関連規定に基づきファイナンスリース業務に従事するファイナンスリース会社(中国語：融资租赁公司)とは別形態の会社です。

経済構造転換のためには金融業を発展させる必要があるとされており、新弁法でもその一環として、金融リース業への資本投資と商業銀行による金融リース会社設立を促進するために、旧弁法を改正、条件の緩和が行われています。

### 2、旧弁法からの変更点

#### (1)「主要出資者制度」から「発起人制度」へ

主要出資者と一般出資者を区別せず、条件に合致する機構を発起人として金融リース会社を設立することが可能になりました。また、主要出資者が50%以上出資するという比率制限も撤廃されています。

新弁法では、発起人の中には下記にてご説明する発起人(商業銀行・域内製造企業・域外ファイナンスリース会社)が少なくとも1社含まれる必要があり、且つその出資シェアは30%を上回ることが求められています。

#### 【図表1：金融リース会社の設立条件】

	旧弁法	新弁法(第七条)
出資者	本弁法規定に合致する出資者 ● 金融リース会社の出資者は主要出資者と一般出資者に分けられ、主要出資者とは出資額が設立予定の金融リース会社登録資本の50%以上を占める出資者を、一般出資者とは、主要出資者以外の出資者を指す。	規定条件に合致する発起人 ● 金融リース会社は第九条から第十一条に合致する発起人(商業銀行・域内製造企業・域外ファイナンスリース会社)を少なくとも一社有し、その出資比率は設立予定金融リース会社の全資本の30%以上。
資本金	登録資本は実際に払い込んだ貨幣資本であり、最低登録資本金は1億人民元或いは同等の自由兌換貨幣	登録資本は一度で実際に払い込んだ貨幣資本であり、最低限度額は1億人民元或いは同等の自由兌換貨幣
人員	銀監会規定の就任資格条件に合致する董事・高級管理人員・ファイナンスリース業務を熟知した合格した就業人員	就任資格条件に合致する董事・高級管理人員を有し、就業人員の中に金融或いはファイナンスリースの業務経験を3年以上有する人員が総従業員数の50%を下回らない

金融リース会社の発起人としてそれぞれ条件が規定されています。

【図表 2：発起人条件<sup>1)</sup>】

発起人	条件
<b>金融リース会社設立にあたり少なくとも1社含む必要がある発起人</b>	
中国域内外の商業銀行 (第九条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近1年の年末総資産が800億人民元以上</li> <li>✓ 直近2年に継続して利益を計上</li> </ul>
中国域内で主要業務がファイナンスリース取引に適合する商品を製造する大型企業 (第十条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近1年の年末純資産が総資産の30%を下回らない</li> <li>✓ 直近2年に継続して利益を計上</li> <li>✓ 直近1年の営業収入が50億人民元以上</li> <li>✓ 直近1年の主要業務の営業収入が総営業収入の80%以上</li> </ul>
中国域外のファイナンスリース会社(第十一条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近1年の年末総資産が100億人民元以上</li> <li>✓ 直近2年に継続して利益を計上</li> </ul>
<b>その他発起人</b>	
その他域内法人機構 (第十三条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近2年に継続して利益を計上</li> <li>✓ 非金融機構の場合：直近1年の年末純資産が総資産の30%以上</li> <li>✓ 金融機構の場合：金融機構に関連する法律・法規・関連監督管理規定の要求に合致</li> </ul>
その他域外金融機構 (第十四条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近1年の年末総資産が原則10億米ドル以上</li> <li>✓ 直近2年に継続して利益を計上</li> </ul>

## (2) 業務範囲の拡大

株主の預金業務条件が1年以上から3ヶ月以上の定期預金へ緩和され、資産証券化や子会社とプロジェクト会社に対外融資担保を提供できる、といった業務範囲の拡大が行われています。

【図表 3：銀监会の批准を経て経営可能な業務】

旧弁法	新弁法
<b>金融リース会社が経営可能な人民元・外貨業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ファイナンスリース業務</li> <li>✓ 株主の1年以上の定期預金吸収</li> <li>✓ 借用人のリース保証金受取</li> <li>✓ 未収リース料の商業銀行への譲渡</li> <li>✓ 批准を経た金融債券発行</li> <li>✓ コール市場での貸借</li> <li>✓ 金融機構からの借入</li> <li>✓ 域外外貨借入</li> <li>✓ リース物件残貨の換金及び処理業務</li> <li>✓ 経済コンサルティング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ファイナンスリース業務</li> <li>✓ 非銀行株主の3ヶ月以上の定期預金吸収</li> <li>✓ 借用人のリース保証金受取</li> <li>✓ ファイナンスリース資産の譲渡と受取</li> <li>✓ コール市場での貸借</li> <li>✓ 金融機構からの借入</li> <li>✓ 域外借入</li> <li>✓ リース物件の換金及び処理業務</li> <li>✓ 固定収益類証券投資業務</li> <li>✓ 経済コンサルティング</li> </ul>
<b>経営状況が良好で条件に合致する金融リース会社が経営可能な人民元・外貨業務</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 債券発行</li> <li>✓ 域内保税区に設立したプロジェクト会社がファイナンスリース業務を展開</li> <li>✓ 資産証券化</li> <li>✓ 持株子会社とプロジェクト会社の対外融資に担保を提供</li> </ul>

<sup>1</sup> その他の条件である「自己資金にて出資」等については、日本語仮訳をご参照ください。

その他にも、金融リース会社は、分公司や子会社を設立することが許可されました。(第十七条)  
これは、金融リース会社が特定業種に対してより専門性の高い業務を行うため、専門性と競争力を向上させることを目的としています。

(3) 経営規則と監督管理

リース会社の設立が行いやすくなり業務範囲も拡大されていますが、金融リース会社は自身をしっかりと管理する必要があり、遵守すべき各種指標が規定されています。

➤ 株主リスク責任意識の強化 (第十六条)

発起人は定款に『金融リース会社の支払が困難な時は流動性を与え、営業損失が資本を毀損する時は即時に資本金を補填する』と記載しなければなりません。

➤ 監督管理指標の規定 (第四十八条)

【図表4：遵守しなければならない指標】

項目	指標
資本充足率	純資本額とリスク加重資産の比率が銀監会の最低監督管理要求を下回らない
単一顧客への融資集中度	単一借用人へのファイナンスリース業務残高が純資本額の30%以下
単一グループ顧客の融資集中度	単一グループへのファイナンスリース業務残高が純資本額の50%以下
単一顧客の関連度	単一関連会社へのファイナンスリース業務残高が純資本額の30%以下
全関連度	全関連会社へのファイナンスリース業務残高が純資本額の50%以下
単一株主関連度	単一株主及びその他全関連者に対する融資額は当該株主の金融リース会社への出資額を超えず、本弁法の単一顧客関連度規定を満たす
コール市場調達比率	コール市場から調達する資金残高は純資本額の100%以下

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>中国銀监会令 2014 年第 3 号</b></p> <p>《金融租赁公司管理办法》已经中国银监会 2013 年第 24 次主席会议通过。现予公布，自公布之日起施行。</p> <p style="text-align: right;">主席：尚福林 2014 年 3 月 13 日</p> <p style="text-align: center;"><b>金融租赁公司管理办法</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为促进融资租赁业务发展，规范金融租赁公司的经营行为，根据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国公司法》等法律法规，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称金融租赁公司，是指经银监会批准，以经营融资租赁业务为主的非银行金融机构。</p> <p>金融租赁公司名称中应当标明“金融租赁”字样。未经银监会批准，任何单位不得在其名称中使用“金融租赁”字样。</p> <p>第三条 本办法所称融资租赁，是指出租人根据承租人对租赁物和供货人的选择或认可，将其从供货人处取得的租赁物按合同约定出租给承租人占有、使用，向承租人收取租金的交易活动。</p> <p>第四条 适用于融资租赁交易的租赁物为固定资产，银监会另有规定的除外。</p> <p>第五条 本办法所称售后回租业务，是指承租人将自有物件出卖给出租人，同时与出租人签订融资租赁合同，再将该物件从出租人处租回的融资租赁形式。售后回租业务是承租人和供货人为同一人的融资租赁方式。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中国銀监会令 2014 年第 3 号</b></p> <p>「金融リース会社管理弁法」は既に中国銀监会 2013 年第 24 回主席會議を通過した。ここに公布し、公布日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">主席：尚福林 2014 年 3 月 13 日</p> <p style="text-align: center;"><b>金融リース会社管理弁法</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 ファイナンスリース業務の発展を促進し、金融リース会社の経営行為を規範化するために、「中華人民共和国銀行業監督管理法」、「中華人民共和国会社法」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう金融リース会社とは、銀监会の批准を経てファイナンスリース業務の経営を主とする非銀行金融機構を指す。</p> <p>金融リース会社は名称の中に「金融リース」の文字を表示しなければならない。銀监会の批准を経ずに、如何なる会社もその名称に「金融リース」の文字を使用してはならない。</p> <p>第三条 本弁法でいうファイナンスリースとは、賃貸人が借用人のリース物件とサプライヤーに対する選択或いは許可に基づき、サプライヤーから取得したリース物件を契約に基づき借用人にリースして占有・使用させ、借用人からリース料を受け取る取引活動を指す。</p> <p>第四条 銀监会に別途規定がある場合を除き、ファイナンスリース取引に適用するリース物件は固定資産とする。</p> <p>第五条 本弁法でいうセールス・アンド・リースバック業務とは、賃借人が自己の所有する物件を賃貸人に売り渡し、同時に賃貸人とファイナンスリース契約を締結し、当該物件を賃貸人からリースするファイナンスリース形式を指す。セールス・アンド・リースバック業務と</p>

第六条 银监会及其派出机构依法对金融租赁公司实施监督管理。

## 第二章 机构设立、变更与终止

第七条 申请设立金融租赁公司，应当具备以下条件：

- (一)有符合《中华人民共和国公司法》和银监会规定的公司章程；
- (二)有符合规定条件的发起人；
- (三)注册资本为一次性实缴货币资本，最低限额为 1 亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (四)有符合任职资格条件的董事、高级管理人员，并且从业人员中具有金融或融资租赁工作经历 3 年以上的人员应当不低于总人数的 50%；
- (五)建立了有效的公司治理、内部控制和风险管理体系；
- (六)建立了与业务经营和监管要求相适应的信息科技架构，具有支撑业务经营的必要、安全且合规的信息系统，具备保障业务持续运营的技术与措施；
- (七)有与业务经营相适应的营业场所、安全防范措施和其他设施；
- (八)银监会规定的其他审慎性条件。

第八条 金融租赁公司的发起人包括在中国境内外注册的具有独立法人资格的商业银行，在中国境内注册的、主营业务为制造适合融资租赁交易产品的大型企业，在中国境外注册的融资租赁公司以及银监会认可的其他发起人。

银监会认可的其他发起人是指除符合本办法第九条至第十一条规定的发起人以外的其他境内法人机构和境外金融机构。

第九条 在中国境内外注册的具有独立法人

は賃借人とサプライヤーが同一であるファイナンスリース方式を指す。

第六条 銀监会及びその派出機構は法に基づき金融リース会社に対して監督管理を行う。

## 第二章 機構設立、変更と終了

第七条 金融リース会社の設立申請は、以下条件を具備しなければならない。

- (一)「中華人民共和國会社法」と銀监会規定の会社定款に合致する
- (二) 規定条件に合致する発起人を有する
- (三) 登録資本は一度で実際に払い込んだ貨幣資本であり、最低限度額は 1 億人民元或いは同等の自由兌換貨幣
- (四) 就任資格条件に合致する董事・高級管理人員を有し、就業人員の中に金融或いはファイナンスリースの業務経験を 3 年以上有する人員が総従業員の 50%を下回らない
- (五) 有効なコーポレートガバナンスと内部コントロール、リスク管理体系を構築する
- (六) 業務経営と監督管理要求に適應する情報科学技術の枠組みを構築し、主要業務経営に必要で安全、合法的な情報システムを有し、業務の持続運営を保證する技術と措置を具備する
- (七) 業務経営に適應する營業場所と安全防備措置、その他設備を有する
- (八) 銀监会が規定するその他プルーデンス条件

第八条 金融リース会社の発起人は以下を含む、中国域内外で登記した独立法人資格を有する商業銀行、中国域内外で登記し主要業務がファイナンスリース取引に適合する商品を製造する大型企業、中国域外で登記したファイナンスリース会社及び銀监会が許可したその他発起人。

銀监会が許可したその他発起人とは、本弁法第九条から第十一条の規定に合致する発起人以外のその他域内法人機構と域外金融機構。

第九条 中国域内外で登記して独立法人資格を有する

资格的商业银行作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：

- (一) 满足所在国家或地区监管当局的审慎监管要求；
- (二) 具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理体系；
- (三) 最近1年年末总资产不低于800亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (四) 财务状况良好，最近2个会计年度连续盈利；
- (五) 为拟设金融租赁公司确定了明确的发展战略和清晰的盈利模式；
- (六) 遵守注册地法律法规，最近2年内未发生重大案件或重大违法违规行为；
- (七) 境外商业银行作为发起人的，其所在国家或地区金融监管当局已经与银监会建立良好的监督管理合作机制；
- (八) 入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；
- (九) 承诺5年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在拟设公司章程中载明；
- (十) 银监会规定的其他审慎性条件。

第十条 在中国境内注册的、主营业务为制造适合融资租赁交易产品的大型企业作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：

- (一) 有良好的公司治理结构或有效的组织管理方式；
- (二) 最近1年的营业收入不低于50亿元人民币或等值的可自由兑换货币；
- (三) 财务状况良好，最近2个会计年度连续盈利；
- (四) 最近1年年末净资产不低于总资产的30%；
- (五) 最近1年主营业务销售收入占全部营业收入的80%以上；
- (六) 为拟设金融租赁公司确定了明确的发展战略和清晰的盈利模式；

商業銀行を金融リース会社の発起人とする場合、以下条件を具備しなければならない。

- (一) 所在する国家或いは地区監督管理当局のプルーデンス監督管理要求を満たす
- (二) 良好なコーポレートガバナンス構成と内部コントロールメカニズム、健全なリスク管理体系を有する
- (三) 直近1年の年末総資産が800億人民元或いは同等の自由兌換貨幣を下回らない
- (四) 財務状況が良好で、直近2年の会計年度において継続して利益を計上している
- (五) 設立予定の金融リース会社が明確な発展戦略と明晰な利益モデルを確定している
- (六) 登記地の法律法規を遵守し、直近2年以内に重大案件或いは重大違法行為が発生していない
- (七) 域外商業銀行を発起人とする場合、所在する国家或いは地区金融監督管理当局が既に銀监会と良好な監督管理共同メカニズムを構築している
- (八) 出資資金が自己資金であり、委託資金・債務資金等の非自己資金で出資してはならない
- (九) 5年以内に所持している金融リース会社の株を譲渡せず、所持している金融リース会社の株に担保設定或いは信託を設立しないことを承諾し、設立予定会社の定款中に明記する
- (十) 銀监会が規定するその他プルーデンス条件

第十条 中国域内で登記し、主要業務がファイナンスリース取引に適合する商品を製造する大型企業を金融リース会社の発起人とする場合、以下条件を具備しなければならない。

- (一) 良好なコーポレートガバナンス構成或いは有効な組織管理方式を有する
- (二) 直近1年の営業収入が50億人民元或いは同等の自由兌換貨幣を下回らない
- (三) 財務状況が良好で、直近2年の会計年度において継続して利益を計上している
- (四) 直近1年の年末純資産が総資産の30%を下回らない
- (五) 直近1年の主要業務の営業収入が総営業収入の80%以上を占める
- (六) 設立予定の金融リース会社が明確な発展戦略と明

(七)有良好的社会声誉、诚信记录和纳税记录;

(八)遵守国家法律法规,最近2年内未发生重大案件或重大违法违规行为;

(九)入股资金为自有资金,不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股;

(十)承诺5年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托,并在拟设公司章程中载明;

(十一)银监会规定的其他审慎性条件。

第十一条 在中国境外注册的具有独立法人资格的融资租赁公司作为金融租赁公司发起人,应当具备以下条件:

(一)具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理体系;

(二)最近1年年末总资产不低于100亿元人民币或等值的可自由兑换货币;

(三)财务状况良好,最近2个会计年度连续盈利;

(四)遵守注册地法律法规,最近2年内未发生重大案件或重大违法违规行为;

(五)所在国家或地区经济状况良好;

(六)入股资金为自有资金,不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股;

(七)承诺5年内不转让所持有的金融租赁公司股权、不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托,并在拟设公司章程中载明;

(八)银监会规定的其他审慎性条件。

第十二条 金融租赁公司至少应当有一名符合第九条至第十一条规定的发起人,且其出资比例不低于拟设金融租赁公司全部股本的30%。

第十三条 其他境内法人机构作为金融租赁公司发起人,应当具备以下条件:

(一)有良好的公司治理结构或有效的组织管

晰な利益モデルを確定している

(七) 良好な社会的な名声と信用記録、納税記録を有する

(八) 国家法律法規を遵守し、直近2年以内に重大案件或いは重大違法行為が発生していない

(九) 出資資金が自己資金であり、委託資金・債務資金等の非自己資金で出資してはならない

(十) 5年以内に所持している金融リース会社の株を譲渡せず、所持している金融リース会社の株に担保設定或いは信託を設立しないことを承諾し、設立予定会社の規定中に明記する

(十一) 銀監会が規定するその他プルーデンス条件

第十一条 中国域外で登記し独立法人資格を有するファイナンスリース会社が金融リース会社の発起人となる場合、以下条件を具備しなければならない。

(一) 良好なコーポレートガバナンス構成と内部コントロールメカニズム、健全なリスク管理体系を有する

(二) 直近1年の年末総資産が100億人民元或いは同等の自由兌換貨幣を下回らない

(三) 財務状況が良好で、直近2年の会計年度において継続して利益を計上している

(四) 登記地の法律法規を遵守し、直近2年以内に重大案件或いは重大違法行為が発生していない

(五) 所在する国家或いは地区の経済が良好

(六) 出資資金が自己資金であり、委託資金・債務資金等の非自己資金で出資してはならない

(七) 5年以内に所持している金融リース会社の株を譲渡せず、所持している金融リース会社の株に担保設定或いは信託を設立しないことを承諾し、設立予定会社の規定中に明記する

(八) 銀監会が規定するその他プルーデンス条件

第十二条 金融リース会社は第九条から第十一条の規定に合致する発起人を少なくとも1名は有し、その出資比率は設立予定金融リース会社の全資本の30%を下回ってはならない。

第十三条 その他域内法人機構が金融リース会社の発起人となる場合、以下条件を具備しなければならない。

(一) 良好なコーポレートガバナンス構成或いは有効な

<p>理方式；</p> <p>(二)有良好的社会声誉、诚信记录和纳税记录；</p> <p>(三)经营管理良好，最近2年内无重大违法违规经营记录；</p> <p>(四)财务状况良好，且最近2个会计年度连续盈利；</p> <p>(五)入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；</p> <p>(六)承诺5年内不转让所持有的金融租赁公司股权，不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在公司章程中载明；</p> <p>(七)银监会规定的其他审慎性条件；</p> <p>其他境内法人机构为非金融机构的，最近1年年末净资产不得低于总资产的30%；</p> <p>其他境内法人机构为金融机构的，应当符合与该类金融机构有关的法律、法规、相关监管规定要求。</p> <p>第十四条 其他境外金融机构作为金融租赁公司发起人，应当具备以下条件：</p> <p>(一)满足所在国家或地区监管当局的审慎监管要求；</p> <p>(二)具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理体系；</p> <p>(三)最近1年年末总资产原则上不低于10亿美元或等值的可自由兑换货币；</p> <p>(四)财务状况良好，最近2个会计年度连续盈利；</p> <p>(五)入股资金为自有资金，不得以委托资金、债务资金等非自有资金入股；</p> <p>(六)承诺5年内不转让所持有的金融租赁公司股权，不将所持有的金融租赁公司股权进行质押或设立信托，并在公司章程中载明；</p> <p>(七)所在国家或地区金融监管当局已经与银监会建立良好的监督管理合作机制；</p> <p>(八)具有有效的反洗钱措施；</p> <p>(九)所在国家或地区经济状况良好；</p> <p>(十)银监会规定的其他审慎性条件。</p>	<p>組織管理方式を有する</p> <p>(二) 良好な社会的な名声と信用記録、納税記録を有する</p> <p>(三) 経営管理が良好で、直近2年以内に重大な違法違反経営記録が無い</p> <p>(四) 財務状況が良好で、直近2年の会計年度において継続して利益を計上している</p> <p>(五) 出資資金が自己資金であり、委託資金・債務資金等の非自己資金で出資してはならない</p> <p>(六) 5年以内に所持している金融リース会社の株を譲渡せず、所持している金融リース会社の株に担保設定或いは信託を設立しないことを承諾し、設立予定会社の規定中に明記する</p> <p>(七) 銀監会が規定するその他プルーデンス条件：        その他域内法人機構が非金融機構の場合、直近1年の年末純資産が総資産の30%を下回ってはならない。        その他域内法人機構が金融機構の場合、該当する金融機構に関連する法律・法規・関連監督管理規定の要求に合致しなければならない。</p> <p>第十四条 その他域外金融機構が金融リース会社の発起人となる場合、以下条件を具備しなければならない。</p> <p>(一) 所在する国家或いは地区監督管理当局のプルーデンス監督管理要求を満たす</p> <p>(二) 良好なコーポレートガバナンス構成と内部コントロールメカニズム、健全なリスク管理体系を有する</p> <p>(三) 直近1年の年末総資産が原則10億米ドル或いは同等の自由兌換貨幣を下回らない</p> <p>(四) 財務状況が良好で、直近2年の会計年度において継続して利益を計上している</p> <p>(五) 出資資金が自己資金であり、委託資金・債務資金等の非自己資金で出資してはならない</p> <p>(六) 5年以内に所持している金融リース会社の株を譲渡せず、所持している金融リース会社の株に担保設定或いは信託を設立しないことを承諾し、設立予定会社の規定中に明記する</p> <p>(七) 所在する国家或いは地区金融監督管理当局が既に銀監会と良好な監督管理共同メカニズムを構築している</p> <p>(八) 有効なアンチマネーロンダリング措置を有する</p> <p>(九) 所在する国家或いは地区の経済が良好</p>
--	---



<p>第十五条 有以下情形之一的企业不得作为金融租赁公司的发起人： (一)公司治理结构与机制存在明显缺陷； (二)关联企业众多、股权关系复杂且不透明、关联交易频繁且异常； (三)核心主业不突出且其经营范围涉及行业过多； (四)现金流量波动受经济景气影响较大； (五)资产负债率、财务杠杆率高于行业平均水平； (六)其他对金融租赁公司产生重大不利影响的情况。</p>	<p>(十) 銀監会が規定するその他プルーデンス条件： 第十五条 1つでも以下の状況にある企業は金融リース会社の発起人になることができない。 (一) コーポレートガバナンス構造とメカニズムに明らかな欠陥が存在する (二) 関連企業が多く、株式関係が複雑で不透明、関連取引が頻繁で異常 (三) 核心となる主要業務が突出しておらず、その経営範囲及び業種が多岐に渡る (四) 現金流動性が経済の影響を受けて大きく変動する (五) 資産負債率と財務レバレッジ率が業種の平均水準より高い (六) その他金融リース会社に対して重大で不利な影響が発生する状況にある</p>
<p>第十六条 金融租赁公司发起人应当在金融租赁公司章程中约定，在金融租赁公司出现支付困难时，给予流动性支持；当经营损失侵蚀资本时，及时补足资本金。</p>	<p>第十六条 金融リース会社の発起人は、金融リース会社の定款の中で以下を約束しなければならない。金融リース会社の支払が困難な時は流動性を与え、営業損失が資本を毀損する時は即時に資本金を補填する。</p>
<p>第十七条 金融租赁公司根据业务发展的需要，经银监会批准，可以设立分公司、子公司。设立分公司、子公司的具体条件由银监会另行制定。</p>	<p>第十七条 金融リース会社は、業務発展需要に基づき、銀監会の批准を経て、分公司や子会社を設立することができる。分公司と子会社設立の具体的な条件は銀監会が改めて制定する。</p>
<p>第十八条 金融租赁公司董事和高级管理人员实行任职资格核准制度。</p>	<p>第十八条 金融リース会社の董事と高級管理人員は就任資格認可制度を実行する。</p>
<p>第十九条 金融租赁公司有下列变更事项之一的，须报经银监会或其派出机构批准。 (一)变更公司名称； (二)变更组织形式； (三)调整业务范围； (四)变更注册资本； (五)变更股权或调整股权结构； (六)修改公司章程； (七)变更公司住所或营业场所； (八)变更董事和高级管理人员； (九)合并或分立；</p>	<p>第十九条 金融リース会社は下記変更事項の1つでも発生した場合は、銀監会或いはその派出機構の批准を経なければならない。 (一) 会社名称変更 (二) 組織形態変更 (三) 業務範囲調整 (四) 登録資本変更 (五) 持分変更或いは持分構成の調整 (六) 会社定款の修正 (七) 会社住所或いは営業場所の変更 (八) 董事と高級管理人員の変更</p>

<p>(十)银监会规定的其他变更事项。</p> <p>第二十条 金融租赁公司变更股权及调整股权结构,拟投资入股的出资人需符合本办法第八条至第十六条规定的新设金融租赁公司发起人条件。</p> <p>第二十一条 金融租赁公司有以下情况之一的,经银监会批准可以解散:</p> <p>(一)公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现;</p> <p>(二)股东决定或股东(大)会决议解散;</p> <p>(三)因公司合并或者分立需要解散;</p> <p>(四)依法被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销;</p> <p>(五)其他法定事由。</p> <p>第二十二条 金融租赁公司有以下情形之一的,经银监会批准,可以向法院申请破产:</p> <p>(一)不能支付到期债务,自愿或债权人要求申请破产的;</p> <p>(二)因解散或被撤销而清算,清算组发现财产不足以清偿债务,应当申请破产的。</p> <p>第二十三条 金融租赁公司不能清偿到期债务,并且资产不足以清偿全部债务或者明显缺乏清偿能力的,银监会可以向人民法院提出对该金融租赁公司进行重整或者破产清算的申请。</p> <p>第二十四条 金融租赁公司因解散、依法被撤销或被宣告破产而终止的,其清算事宜,按照国家有关法律法规办理。</p> <p>第二十五条 金融租赁公司设立、变更、终止和董事及高管人员任职资格核准的行政许</p>	<p>(九) 合併或いは分割</p> <p>(十) 銀監会が規定するその他変更事項</p> <p>第二十条 金融リース会社が持分変更及び持分構成を調整する場合、投資出資予定の出資人は本弁法の第八条から第十六条が規定した新設金融リース会社の発起人条件に合致しなければならない。</p> <p>第二十一条 金融リース会社は以下状況の1つでも発生した場合は、銀監会の批准を経て解散することができる。</p> <p>(一) 会社定款の営業期限が到来する或いは会社定款のその他解散事由が出現した場合</p> <p>(二) 株主が決定或いは株主総会が解散を決議した場合</p> <p>(三) 会社の合併或いは分割により解散が必要な場合</p> <p>(四) 法に基づき営業許可証が取り下げられ、閉鎖或いは撤退が命じられた場合</p> <p>(五) その他法定事由</p> <p>第二十二条 金融リース会社は以下状況の1つでも発生した場合は、銀監会の批准を経て、法務院へ破産を申請することができる。</p> <p>(一) 期日到来債務の支払いができず、自ら或いは債権者が破産申請を要求した場合</p> <p>(二) 解散或いは撤退による清算により、清算チームが債務の全額弁済に財産の不足を発見し、破産申請をしなければならない場合。</p> <p>第二十三条 金融リース会社が期日到来債務の全額弁済ができず、全債務弁済の資産が足りない或いは明らかに弁済能力が欠乏している場合、銀監会は人民法院に当該金融リース会社の整理或いは破産清算の申請を提出することができる。</p> <p>第二十四条 金融リース会社は、解散や法に基づく撤退或いは破産宣告により終了する場合、その清算事項は国家関連法律法規に照らして処理する。</p> <p>第二十五条 金融リース会社の設立と変更、終了、董事及び高級管理人員就任資格認可の行政許可手続きは、銀</p>
---	--

<p>可程序，按照银监会相关规定执行。</p> <p style="text-align: center;">第三章 业务范围</p> <p>第二十六条 经银监会批准，金融租赁公司可以经营下列部分或全部本外币业务：</p> <p>(一)融资租赁业务；</p> <p>(二)转让和受让融资租赁资产；</p> <p>(三)固定收益类证券投资业务；</p> <p>(四)接受承租人的租赁保证金；</p> <p>(五)吸收非银行股东 3 个月(含)以上定期存款；</p> <p>(六)同业拆借；</p> <p>(七)向金融机构借款；</p> <p>(八)境外借款；</p> <p>(九)租赁物变卖及处理业务；</p> <p>(十)经济咨询。</p> <p>第二十七条 经银监会批准，经营状况良好、符合条件的金融租赁公司可以开办下列部分或全部本外币业务：</p> <p>(一)发行债券；</p> <p>(二)在境内保税地区设立项目公司开展融资租赁业务；</p> <p>(三)资产证券化；</p> <p>(四)为控股子公司、项目公司对外融资提供担保；</p> <p>(五)银监会批准的其他业务。</p> <p>金融租赁公司开办前款所列业务的具体条件和程序，按照有关规定执行。</p> <p>第二十八条 金融租赁公司业务经营中涉及外汇管理事项的，需遵守国家外汇管理有关规定。</p> <p style="text-align: center;">第四章 经营规则</p> <p>第二十九条 金融租赁公司应当建立以股东或股东(大)会、董事会、监事(会)、高级管理层为主体的组织架构，明确职责划分，保证相互之间独立运行、有效制衡，形成科学</p>	<p>監会関連規定に照らして執行する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 業務範囲</p> <p>第二十六条 銀監会の批准を経て、金融リース会社は以下の一部或いは全ての人民元・外貨業務を經營できる。</p> <p>(一) ファイナンスリース業務</p> <p>(二) ファイナンスリース資産の譲渡と受取</p> <p>(三) 固定収益類証券投資業務</p> <p>(四) 賃借人のリース保証金の受取</p> <p>(五) 非銀行株主の3ヶ月以上(3ヶ月を含む)の定期預金吸収</p> <p>(六) コール市場での貸借</p> <p>(七) 金融機構からの借入</p> <p>(八) 域外借入</p> <p>(九) リース物件の換金及び処理業務</p> <p>(十) 経済コンサルティング</p> <p>第二十七条 銀監会の批准を経て、経営状況が良好で条件に合致する金融リース会社は以下の一部或いは全ての人民元・外貨業務を行うことができる。</p> <p>(一) 債券発行</p> <p>(二) 域内保税区に設立したプロジェクト会社がファイナンスリース業務を展開すること</p> <p>(三) 資産証券化</p> <p>(四) 持株子会社とプロジェクト会社の対外融資に担保を提供する</p> <p>(五) 銀監会の批准を経たその他業務</p> <p>金融リース会社が前条項の業務を開始する際の具体的な条件と手続きは、関連規定に照らして執行する。</p> <p>第二十八条 金融リース会社の業務経営の中で外貨管理事項に関係する場合、国家外貨管理関連規定を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第四章 経営規則</p> <p>第二十九条 金融リース会社は株主或いは株主総会と董事会、監事会、高級管理職等が主体の組織の枠組みを構築し、職責区分を明確にし、相互間の独立運営と有効な相互牽制を保証し、科学的に効果の高い戦略策定とイ</p>
--	--

<p>高效的决策、激励和约束机制。</p> <p>第三十条 金融租赁公司应当按照全面、审慎、有效、独立原则，建立健全内部控制制度，防范、控制和化解风险，保障公司安全稳健运行。</p> <p>第三十一条 金融租赁公司应当根据其组织架构、业务规模和复杂程度建立全面的风险管理体系，对信用风险、流动性风险、市场风险、操作风险等各类风险进行有效的识别、计量、监测和控制，同时还应当及时识别和管理与融资租赁业务相关的特定风险。</p> <p>第三十二条 金融租赁公司应当合法取得租赁物的所有权。</p> <p>第三十三条 租赁物属于国家法律法规规定所有权转移必须到登记部门进行登记的财产类别，金融租赁公司应当进行相关登记。租赁物不属于需要登记的财产类别，金融租赁公司应当采取有效措施保障对租赁物的合法权益。</p> <p>第三十四条 售后回租业务的租赁物必须由承租人真实拥有并有权处分。金融租赁公司不得接受已设置任何抵押、权属存在争议或已被司法机关查封、扣押的财产或所有权存在瑕疵的财产作为售后回租业务的租赁物。</p> <p>第三十五条 金融租赁公司应当在签订融资租赁合同约定明确融资租赁业务意向的前提下，按照承租人要求购置租赁物。特殊情况下需提前购置租赁物的，应当与自身现有业务领域或业务规划保持一致，且与自身风险管理能力和专业化经营水平相符。</p>	<p>ンセンティブメカニズム、制限メカニズムを形成する。</p> <p>第三十条 金融リース会社は全面的にプルーフデンスで有効な独立原則に照らして、健全な内部コントロールメカニズムを構築し、リスクを防止、コントロール、除去し、会社の安全で穩健な運営を保障する。</p> <p>第三十一条 金融リース会社はその組織の枠組みと業務規模、複雑な手続きに基づき、全面的なリスク管理体系を構築し、信用リスクと流動性リスク、市場リスク、操作リスク等の各種リスクに対して有効な分類と計量、モニタリング、コントロールを行い、同時に速やかにファイナンスリース業務関連の特定リスクも分類し管理する。</p> <p>第三十二条 金融リース会社はリース物件の所有権を合法的に取得しなければならない。</p> <p>第三十三条 リース物件が、国家法律法規が規定する所有権移転において登記部門で登記を行う財産分類に所属する場合、金融リース会社は関連登記を行う。リース物件が登記不要な財産分類に所属する場合、金融リース会社はリース物件の合法權益に対して有効な措置を採り保証しなければならない。</p> <p>第三十四条 セールス・アンド・リースバック業務のリース物件は賃借人が真実に所有し処分する権利を有しなければならない。金融リース会社は、既に何らかの担保が設定されている、帰属權益に争議が存在する或いは既に司法機關により差し押さえられている財産或いは所有権に欠点のある財産をセールス・アンド・リースバック業務のリース物件として受け入れてはならない。</p> <p>第三十五条 金融リース会社はファイナンスリース契約を締結する或いはファイナンスリース業務の意向を明確にするという前提の下で、賃借人の要求に照らしてリース物件を買い入れる。特別な状況下でリース物件の事前買い入れが必要な場合、自身の業務領域或いは業務規則との一致性を維持し、自身のリスク管理能力と專業化經營レベルを一致させなければならない。</p>
---	---

第三十六条 金融租赁公司应当建立健全租赁物价值评估和定价体系，根据租赁物的价值、其他成本和合理利润等确定租金水平。售后回租业务中，金融租赁公司对租赁物的买入价格应当有合理的、不违反会计准则的定价依据作为参考，不得低值高买。

第三十七条 金融租赁公司应当重视租赁物的风险缓释作用，密切监测租赁物价值对融资租赁债权的风险覆盖水平，制定有效的风险应对措施。

第三十八条 金融租赁公司应当加强租赁物未担保余值的估值管理，定期评估未担保余值，并开展减值测试。当租赁物未担保余值出现减值迹象时，应当按照会计准则要求计提减值准备。

第三十九条 金融租赁公司应当加强未担保余值风险的限额管理，根据业务规模、业务性质、复杂程度和市场状况，对未担保余值比例较高的融资租赁资产设定风险限额。

第四十条 金融租赁公司应当加强对租赁期限届满返还或因承租人违约而取回的租赁物的风险管理，建立完善的租赁物处置制度和程序，降低租赁物持有期风险。

第四十一条 金融租赁公司应当严格按照会计准则等相关规定，真实反映融资租赁资产转让和受让业务的实质和风险状况。

第四十二条 金融租赁公司应当建立健全集中度风险管理体系，有效防范和分散经营风险。

第三十六条 金融リース会社は健全なリース物件価格評価と値決め体系を構築し、リース物件の価格やその他コストと合理的な利潤等に基づきリース料水準を確定する。セールス・アンド・リースバック業務の中で、金融リース会社はリース物件の買入れ価格に対して合理的で会計基準違反がない定価を参考として、価値の低い物を高額で購入してはならない。

第三十七条 金融リース会社はリース物件のリスク遅延作用を重視し、リース物件価格のファイナンスリース債権に対するリスクカバー水準をきめ細かくモニタリングし、有効なリスク対抗措置を制定する。

第三十八条 金融リース会社はリース物件の未保証残高の評価価格管理を強化し、未保証残高を定期的に評価し、減価テストを行う。リース物件の未保証残高が減価する兆しが現れた時は、会計準則の要求に基づき減価準備金を引き当てなければならない。

第三十九条 金融リース会社は未保証残高リスクの限度額管理を強化し、業務規模や業務性質、複雑さ、市場状況に基づき、未保証残高の比率が比較的高いファイナンスリース資産に対してリスク限度額を設定しなければならない。

第四十条 金融リース会社はリース期限到来による返却或いは賃借人の違約により回収したリース物件のリスク管理を強化し、完全なリース物件処置制度と手続きを構築し、リース物件保有期間のリスクを低下させなければならない。

第四十一条 金融リース会社は厳格に会計準則等の関連規定に照らしてファイナンスリース資産譲渡と受取業務の本質とリスク状況を真実性を以って反映しなければならない。

第四十二条 金融リース会社は健全な集中度リスク管理体系を構築し、経営リスクを有効に防止し分散しなければならない。

第四十三条 金融租赁公司应当建立严格的关联交易管理制度，其关联交易应当按照商业原则，以不优于非关联方同类交易的条件进行。

第四十四条 金融租赁公司与其设立的控股子公司、项目公司之间的交易，不适用本办法对关联交易的监管要求。

第四十五条 金融租赁公司的重大关联交易应当经董事会批准。

重大关联交易是指金融租赁公司与一个关联方之间单笔交易金额占金融租赁公司资本净额5%以上，或金融租赁公司与一个关联方发生交易后金融租赁公司与该关联方的交易余额占金融租赁公司资本净额10%以上的交易。

第四十六条 金融租赁公司所开展的固定收益类证券投资业务，不得超过资本净额的20%。

第四十七条 金融租赁公司开办资产证券化业务，可以参照信贷资产证券化相关规定。

#### 第五章 监督管理

第四十八条 金融租赁公司应当遵守以下监管指标的规定：

(一)资本充足率。金融租赁公司资本净额与风险加权资产的比例不得低于银监会的最低监管要求。

(二)单一客户融资集中度。金融租赁公司对单一承租人的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的30%。

(三)单一集团客户融资集中度。金融租赁公司对单一集团的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的50%。

(四)单一客户关联度。金融租赁公司对一个关联方的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的30%。

第四十三条 金融リース会社は厳格な関連取引管理制度を構築し、その関連取引は商業原則に照らして非関連者との同類取引に優先しない条件で行わなければならない。

第四十四条 金融リース会社とその設立した持株子会社やプロジェクト会社間の取引は本弁法の関連取引に対する監督管理要求を適用しない。

第四十五条 金融リース会社の重大な関連取引は董事会批准を経なければならない。

重大関連取引とは、金融リース会社と1つの関連会社間の取引額が金融リース会社の純資本額の5%以上を占める、或いは金融リース会社と1つの関連会社間に取引が発生した後に金融リース会社と当該関連会社間の取引額が金融リース会社の純資本額の10%以上を占める取引を指す。

第四十六条 金融リース会社が展開する固定収益類証券投資業務は純資本額の20%を超えてはならない。

第四十七条 金融リース会社が展開する資産証券化業務は信託資産証券化の関連規定を参照できる。

#### 第五章 监督管理

第四十八条 金融リース会社は以下監督管理指標規定を遵守しなければならない。

(一)資本充足率。金融リース会社純資本額とリスク加重資産の比率が銀监会の最低監督管理要求を下回ってはならない。

(二)単一顧客への融資集中度。金融リース会社は単一貸借人に対する全ファイナンスリース業務残高が純資本額の30%を超えてはならない。

(三)単一グループ顧客の融資集中度。金融リース会社は単一グループに対する全ファイナンスリース業務残高が純資本額の50%を超えてはならない。

(四)単一顧客の関連度。金融リース会社は単一関連会社に対する全ファイナンスリース業務残高が純資本額の30%を超えてはならない。

<p>(五)全部关联度。金融租赁公司对全部关联方的全部融资租赁业务余额不得超过资本净额的50%。</p> <p>(六)单一股东关联度。对单一股东及其全部关联方的融资余额不得超过该股东在金融租赁公司的出资额，且应同时满足本办法对单一客户关联度的规定。</p> <p>(七)同业拆借比例。金融租赁公司同业拆入资金余额不得超过资本净额的100%。</p> <p>经银监会认可，特定行业的单一客户融资集中度和单一集团客户融资集中度要求可以适当调整。</p> <p>银监会根据监管需要可以对上述指标做出适当调整。</p>	<p>(五) 全ての関連度。金融リース会社は全関連会社に対する全ファイナンスリース業務残高が純資本額の50%を超えてはならない。</p> <p>(六) 単一株主関連度。単一株主及びその他全関連者に対する融資額は当該株主の金融リース会社への出資額を超えてはならず、同時に本弁法の単一顧客関連度規定を満たさなければならない。</p> <p>(七) コール市場調達比率。金融リース会社がコール市場から調達する資金残高は純資本額の100%を超えてはならない。</p> <p>銀监会の許可を経て、特定業種の単一顧客融資集中度と単一グループ顧客の融資集中度要求は適宜調整することができる。</p> <p>銀监会は監督管理需要に基づき上述した指標に対して適宜調整することができる。</p>
<p>第四十九条 金融租赁公司应当按照银监会的相关规定构建资本管理体系，合理评估资本充足状况，建立审慎、规范的资本补充、约束机制。</p>	<p>第四十九条 金融リース会社は銀监会の関連規定に照らして資本管理体系を構築し、資本充足状況を合理的に評価し、プルーデンスで規範的な資本充足・制限メカニズムを構築しなければならない。</p>
<p>第五十条 金融租赁公司应当按照监管规定建立资产质量分类制度。</p>	<p>第五十条 金融リース会社は監督管理規定に基づき資産品質分類制度を構築しなければならない。</p>
<p>第五十一条 金融租赁公司应当按照相关规定建立准备金制度，在准确分类的基础上及时足额计提资产减值损失准备，增强风险抵御能力。未提足准备的，不得进行利润分配。</p>	<p>第五十一条 金融リース会社は関連規定に基づき準備金制度を構築し、確かな分類の基礎の上に速やかに十分な資産減価損失準備金引き当てを行い、リスク制御能力を強化しなければならない。十分な準備金を引き当てていない場合、利潤分配を行ってはならない。</p>
<p>第五十二条 金融租赁公司应当建立健全内部审计制度，审查评价并改善经营活动、风险状况、内部控制和公司治理效果，促进合法经营和稳健发展。</p>	<p>第五十二条 金融リース会社は健全な内部審査制度を構築し、経営活動とリスク状況、内部コントロール、コーポレートガバナンス効果を審査評価して改善し、法に則った経営と穏健な発展を促進しなければならない。</p>
<p>第五十三条 金融租赁公司应当执行国家统一的会计准则和制度，真实记录并全面反映财务状况和经营成果等信息。</p>	<p>第五十三条 金融リース会社は国家統一会計準則と制度を執行し、財務状況と経営成果等の情報を真実に記録し全面的に反映しなければならない。</p>
<p>第五十四条 金融租赁公司应当按规定报送</p>	<p>第五十四条 金融リース会社は規定に照らして会計報</p>

会计报表及银监会及其派出机构要求的其他报表，并对所报报表、资料的真实性、准确性和完整性负责。

第五十五条 金融租赁公司应当建立定期外部审计制度，并在每个会计年度结束后的4个月内，将经法定代表人签名确认的年度审计报告报送银监会或其派出机构。

第五十六条 金融租赁公司违反本办法有关规定的，银监会及其派出机构应当依法责令限期整改；逾期未整改的，或者其行为严重危及该金融租赁公司的稳健运行、损害客户合法权益的，可以区别情形，依照《中华人民共和国银行业监督管理法》等法律法规，采取暂停业务、限制股东权利等监管措施。

第五十七条 金融租赁公司已经或者可能发生信用危机，严重影响客户合法权益的，银监会依法对其实行托管或者督促其重组，问题严重的，有权予以撤销。

第五十八条 凡违反本办法有关规定的，银监会及其派出机构依照《中华人民共和国银行业监督管理法》等有关法律法规进行处罚。金融租赁公司对处罚决定不服的，可以依法申请行政复议或者向人民法院提起行政诉讼。

#### 第六章 附则

第五十九条 除特别说明外，本办法中各项财务指标要求均为合并会计报表口径。

第六十条 本办法由银监会负责解释。

第六十一条 本办法自公布之日起施行，原《金融租赁公司管理办法》(中国银行业监督

告書及び銀監会とその派出機構が要求するその他報告書を送付し、報告書と資料の真実性と的確性、完全性に対して責任を負わなければならない。

第五十五条 金融リース会社は定期的に外部審査制度を構築し、毎会計年度終了後4ヶ月以内に法定代表人が署名して確認した年度監査報告書を銀監会或いはその派出機構へ送付する。

第五十六条 金融リース会社が本弁法関連規定に違反した場合、銀監会及びその派出機構は法に則って期限を設定し修正を命令しなければならない。期限を超過しても修正を行っていない或いはその行為が金融リース会社の健全な運営を脅かし顧客の合法的權益を損なう場合は、状況により区別して、「中華人民共和国銀行業監督管理法」等の法律法規に照らして、一時業務停止や株主権利制限等の監督管理措置を行う。

第五十七条 金融リース会社に信用危機が発生した或いは発生する可能性があり、顧客の合法的權益に重大な影響を及ぼす場合、銀監会は法に則って委託管理を行う或いは組織改革を督促し、問題が重大な場合、金融リース会社の認可を取消す権利を有する。

第五十八条 本弁法の関連規定に違反した場合、銀監会及びその派出機構は「中華人民共和国銀行業監督管理法」等の関連法律法規に照らして処罰を行う。金融リース会社は処罰に不服がある場合、法に則って行政再審議を申請或いは人民法院へ行政訴訟提訴を行うことができる。

#### 第六章 附則

第五十九条 特別に説明している場合を除き、本弁法中の各財務指標が要求している項目は全て連結会計報告表を規格とする。

第六十条 本弁法は銀監会が解釈に責任を負う。

第六十一条 本弁法は公布日から施行し、同時に旧「金融リース会社管理弁法」(中国銀行業監督管理委員会令2007年第1号)は廃止する。



管理委員会令2007年第1号)同时废止。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2005